



例規

○衛發第二四七號

昭和十三年七月二十五日

各地方長官宛

厚生省衛生局長
内務省土木局長

最近内務省に於ける路政關係行政處分例

M O 生

○土地收用事業認定

土地收用事業認定にして官報に告示せられたるもの左の如し

職權委任水道認可又ハ許可報告ニ關スル件
通牒

大正十年八月一日發衛第二三二號通牒（水道條例第二十一條ノ二ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル件並同條例第三條及第十一條但書ノ規定ニ依ル命令ニ關スル件）ニ依リ報告相成居候標記ノ件爾今厚生、内務兩大臣連名宛トシ兩省ニ一通宛御提出相成度

◎土木地方債許可概要

道府縣	起業者	事業種別	起業地名	認定期日
福井	內務大臣	河川改修	福井縣遠敷郡國富村地内	七、一九
東京	東京府知事	道路改築	東京府北多摩郡武藏野町地内 東京都京都市右京區西京極郡澤町、西京極郡醍醐町、西京極郡大寺團子田町、西京極郡堀外町、西京極郡芝ノ下町、西京極郡長町、西京極郡西川町、西京極郡東河原町、西京極郡走上町、西京極郡殿田町、下京區吉祥院中河原、吉祥院中河原流作、吉祥院堤外地内	"
京都	京都府知事	河川改修	富山縣婦夏郡西吳羽村、長岡村、八幡村、倉垣村地内	七、二二
富山	富山縣知事	道路改築	山口縣宇都市大字上宇部地内	七、二五
山口	山口縣宇都市長	道路改築	神奈川縣愛甲郡荻野村地内	七、三〇
神奈川	神奈川縣知事	道路改築	愛知縣名古屋市中區岩井町地内	"
愛知	愛知縣名古屋市長	學校敷地擴張	愛知縣海部郡津島町地内	"
愛知	愛知縣海部郡津島町長	道路新設	新瀧縣中蒲原郡大形村、北蒲原郡松ヶ崎濱村地内	八、二
新潟	新潟縣知事	道路改築	岐阜縣稻葉郡那加村、蘇原村地内	"
岐阜	名古屋鐵道株式會社	鐵道改良並ニ停留場擴張	愛知縣名古屋西區枇杷島通三丁目、東枇杷島町、白菊町六丁目地内	"
愛知	名古屋鐵道株式會社	鐵道敷設	宮城縣宮城郡廣瀨村地内	八、一〇
宮城	鐵道大臣	鐵道敷設	神奈川縣川崎市上丸子地内	"
神奈川	神奈川縣知事	道路改築		

許可年月日

許可額

目的

團體名

道府縣

七、一五

二、八〇〇

道路改修費

岡田村

香川縣

法

令

一五七

〃	二〇五、〇〇〇	縣營水道給水費	千葉縣
七、一八	八八、〇〇〇	道路鋪裝費	香川縣
〃	二〇、九〇〇	用排水幹線改良工事費寄附金	徳島堰組合(十一ヶ村)
七、二〇	三二九、八〇〇	道路改修費	大分縣
七、二五	五〇、〇〇〇	道路改修費	秋田縣
〃	一八八、〇〇〇	道路改修費	新潟縣
〃	三七、〇〇〇	林道開設事業費	宮崎縣
七、二六	二一、〇〇〇	砂防工事費	栃木縣
七、二七	五四八、〇〇〇	道路改良費	香川縣
〃	九〇、〇〇〇	橋梁架換費	秋田縣
七、二八	九〇、〇〇〇	飛行場道路改築費	富山縣
八、一	一〇、〇〇〇	道路鋪裝費寄附金	徳山市
八、三	七三、九〇〇	橋梁架替費	栃木縣
八、五	三〇、〇〇〇	水道給水工事費	山中町
〃	一四五、三〇〇	水害應急施設費	千葉縣
八、九	三、〇〇〇	東北振興林道開設費	中津川村
八、一〇	八〇、〇〇〇	道路改修費	茨城縣
八、一一	五九、五〇〇	府縣道改修費	福島縣
〃	八〇、〇〇〇	都市計畫事業費(街路)	奈良市
			奈良縣

九〇、〇〇〇

都市計畫事業費(街路)

津 市

三重 縣

八、一二

三〇〇、〇〇〇

災害復舊土木費

兵 庫 縣

◎軌道法に依る申請に對する處分

第六八六七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

○西武鐵道

抵當證書記載事項
元利支拂豫算

變更認可

北海道

○帝國電力 車輛設計變更認可

帝國電力株式會社申請に係る從來二五馬力二臺取付の木

造車四輛の電動機を今般三五馬力二臺に變更し地下との間

隔を大にして運轉上の安全を期せんとするの件は七月二十

九日監第六八六三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可あり

たり

埼玉縣

○西武鐵道

抵當證書記載事項
元利支拂豫算

變更認可

西武鐵道株式會社申請に係り債權者株式會社日本興業銀

行より借入れたる借入元金一、五〇〇、〇〇〇圓の辨濟期限

は昭和十三年六月二十五日迄の處都合に依り昭和十四年十

二月二十五日迄償還延期を爲さんとするの件は八月二日監

西武鐵道株式會社申請に係る債權者株式會社日本興業銀

行より借入れたる借入元金三、五〇〇、〇〇〇圓の辨濟期限

は昭和十三年六月二十五日迄の處都合に依り昭和十四年十

二月二十五日迄償還延期を爲さんとするの件は八月二日監

第六八八八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

東京府

○東京市電

閉塞信號裝置變更並踏切警報機設置認可

東京市申請に係る辨財天前、東照宮下の二箇所にて踏切警

報機を新設し自上野公園前至東照宮下間閉塞信號裝置を廢

止せんとするの件七月十五日監第六三一七號を以て内務、

鐵道兩大臣より認可ありたり

○東京市電

軌道線路及工事方法變更並假設工事認可

東京市申請に係る自天現寺橋至豐澤間新設軌道は之に沿

ひ施行せらるる都市計畫事業に依る二十二米街路の新設に伴ひ該街路上に移設致さんとし尙天現寺橋の豊澤方向の停留場正位置に就ては橋梁工事の都合上假停留場を設置せんとするの件は假設物の使用期限を昭年十四年三月三十一日迄とし八月四日監第六九二〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

○**東京市電** 北品川 品川驛前 間軌道運輸營業休止期間延長願却
下及 八ツ山 鐵橋北詰 品川驛前 間軌道特許取消

東京市申請に係る標記區間は京濱電鐵軌道北品川、品川驛前間京濱線を供用し運輸營業を爲し居りたる處京濱線は軌間四呎六吋を四呎八吋半に變更し之を省線品川驛構内に移設したる結果市電の乗入不能となり從て廢止の餘儀無くに至りたる爲軌道法第二十七條に依り八月九日監第六七八二號を以て内務、鐵道兩大臣より之の特許は取消されたり

○**東京市電** 假設物使用期限延期認可

東京市申請に係る自芝區田村町二丁目至同區新橋二丁目間は高速鐵道地下工事遲延の爲假設物使用期限を昭昭十三

年十二月三十一日迄とし八月十三日監第七〇〇〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

○**東京市電** 假設物使用期限延期認可

東京市申請に係る芝區田村町二丁目地先は高速鐵道工事遲延の爲假設物使用期限を昭和十三年十二月三十一日迄とし八月十三日監第六九九六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

○**東京市電** 假設物使用期限延期認可

東京市申請に係る芝區新橋二丁目地先假設物は高速鐵道工事遲延の爲假設物使用期限を昭和十三年十二月三十一日迄とし八月十三日監第七〇〇一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

○**東京市電** 假設物使用期限延期認可

東京市申請に係る芝區田村町二丁目地先假設物は高速鐵道工事遲延の爲假設物使用期限を昭和十三年十二月三十一日迄とし八月十六日監第六九九九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

○京濱電鐵 出村停留場設計變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る出村停留場構内設備中乗降場在來高八八九〇釐を一、〇五〇釐に驛本屋、便所、信號扱所構内踏切一部及下り出發信號機建植位置竝に用地境界等何れも變更せんとするの件は八月十六日監第六九九七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

○京濱電鐵 工事方法變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る品川起點八軒五四九米地點出村停留場附近踏切道に遮斷機を設置せんとするの件は八月十六日監第六九九八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

○東京橫濱電鐵 車輛借入運轉認可

東京橫濱電鐵株式會社竝に東京市申請に係る東京市所屬電動四輪客車八輛自昭和十三年四月一日至昭和十三年六月三十日間を東京橫濱電鐵株式會社が借入使用せんとするの件は七月二十八日監第六八六五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

神奈川縣

○江ノ島電鐵 車輛設計變更認可

江ノ島電氣鐵道株式會社申請に係る四輪ボギー電動客車第一一三號及第一一四號の車臺を使用しボギー納涼電車第一一號及第一一二號の車體と組合せ夏期間中運轉せんとするの件は七月二十九日監第六八七五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

山梨縣

○峽西電鐵 客車設計認可

峽西電氣鐵道株式會社申請に係る車輛運轉度數の増加計畫に伴ひ元常南電氣鐵道株式會社に於て認可を受け使用せる電動客車五輛を購入し聚電裝置架空單線式を架空單線式及架空復線式に改造せんとするの件は七月二十八日監第六九五一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

愛知縣

○名古屋市營 工事方法變更認可

名古屋市申請に係る府縣道津島名古屋港線と省線臨港線

との交叉點に於て市が跨線橋（人道橋）を設置したるに因り電車の既設跨線橋橋臺同築堤一部の工事方法を變更せんとするの件は八月十三日監第七〇九六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

京都府

○京都市營 假設物使用期限延期認可

京都市申請に係る伏見線中假設物使用期限は勸進橋復舊工事遷延し明年度中に着手することとなりたる爲假設物使用期限を昭和十五年六月三十日迄とし八月十六日監第七〇三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

○京都市營 電氣工事方法變更認可

東都市申請に係る田中變電所より引出しをなせる既設架空饋電線路を地中饋電線路に變更せんとするの件は八月十六日監第七〇〇二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

大阪府

○大阪市營 軌道工事方法變更認可

大阪府申請に係る谷町寢屋川線一部路線は電車運轉回數の増加に伴ひ軌道中心間隔の縮少軌條重量の増加及び電車中心間隔の縮少竝に涉線新設等を爲さんとするの件は七月二十八日監第六七三三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

○大阪市營(高速軌道) 假設物使用期限延期認可

大阪府申請に係る難波附近の假設物は目下工事中に屬する難波、天王寺間開通迄撤去すること困難なる爲該區間竣功迄使用せんとするの件は假設物使用期限を昭和十三年六月三十日迄とし七月二十九日監第六八六四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

○大阪電軌 上本町 間々々線竣功期限延期許可竝假設物

使用期限延期認可

大阪電氣軌道株式會社申請に係る上本町、布施間中不取敢市街地に於ける現在線を高架線に改築したる結果交通量の現狀に徴し當分支障なきものと認められ旁々非常時局の折柄物資、資金の調達困難に付本區間復々線竣功期限を昭

和十五年一月二十四日迄とし假設物使用期限昭和十五年一月二十四日迄とし何れも八月十一日監第六九一八號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり

○大阪電軌 上本町停留場假貨物側線使用期限延期認可
大阪電氣軌道株式會社申請に係る上本町停留場に於ける假貨物側線は上本町停留場及上本町、布施間軌道の工事變更と共に本施設と爲すものに付假貨物側線使用期限を昭和十五年一月二十四日迄とし八月十一日監第六九一九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

○京阪電鐵 電氣工事方法變更認可
京阪電氣鐵道株式會社申請に係る大阪造兵廠枚方兵器製造所竣成に伴ひ輸送量増加すべきを以て之に對應し枚方變電所に廻轉變流器を一組増設せんとするの件は七月二十日監第六八七一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

○京阪電鐵 電氣工事方法變更認可
京阪電氣鐵道株式會社申請に係る大阪造兵廠枚方兵器製造所竣成に伴ひ輸送量増加すべきを以て之に對應し守口變

電所に廻轉變流器一組増設せんとするの件は七月二十日監第六八七〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

○京阪電鐵 電氣工事方法變更認可
京阪電氣鐵道株式會社申請に係る大阪造兵廠枚方兵器製造所竣成に伴ひ輸送量増加すべきを以て之に對應し蒲生變電所に廻轉變流機一組増設せんとするの件は七月二十日監第六八七二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

○阪神電鐵 停留場保安設備變更認可
阪神電氣鐵道株式會社申請に係る北大阪線天神橋筋六丁目停留場に於ける轉轍器の操作方法を變更せんとするの件は七月二十九日監第六八六六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

○阪神急行電鐵 電氣工事方法變更認可
阪神急行電鐵株式會社申請に係る寶塚線増加負荷に應ずる爲電氣供給事業用として目下建設中に屬する三國變電所に軌道用一、五〇〇「キロワット」廻轉變流器二基新設せんとするの件は七月二十八日監第六九三〇號を以て内務、鐵

道兩大臣より認可ありたり

○阪神急行電鐵 裏池川橋梁廢止認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る裏池川水路は大阪市に於て下水管を埋立たる結果本軌道(寶塚線)橋梁存置の必要なきに至りたるを以て廢止せんとするの件は七月二十八日監第六八二九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

○阪堺電鐵 車輛設計認可

阪堺電鐵株式會社申請に係る乗客輸送の圓滑を期する爲四輪「ボギー式」電動客車三輛新造せんとするの件は七月二十八日監第六七六一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

○阪神電鐵 假停留場使用期限延期認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る夙川橋梁附近線路工事方法變更並に香櫨園停留場設備變更工事に伴ふ假設物は時局に鑑み當分延期使用致さんとするの件は假設物使用期限を昭和十四年三月二十四日迄とし七月十五日監第六三三八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

○阪神電鐵 電氣工事方法變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る國道線電鐵負荷増加に鑑み變電所(大物變電所)新設及送電線路並饋電線路一部變更せんとするの件は八月十三日監第七〇五二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

○阪神電鐵 電氣工事方法變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る運轉車輛數増加の爲め鳴尾變電所の設備變更並に既設廻轉變流機用變壓器二臺を常用とし豫備機一臺を増設せんとするの件は七月十五日監第六三二八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり
福岡縣

○九州電鐵 電氣工事方法變更認可

九州電氣軌道株式會社申請に係る八幡變電所に豫備廻轉變流機を増設し大門變電所の出力を變更し豫備廻轉變流機を撤去せんとするの件は七月七日監第六三一九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

○鞍手軌道 運輸營業廢止許可

鞍手軌道株式會社申請に係る自福丸至直方間は近年自動車運輸事業發展に依り軌道事業の侵害を受け多額の維持修繕費を要する軌道事業は收支相償はざる状態となり營業繼續不可能なるを以て運輸營業廢止せんとするの件は六月二十五日監第六二〇九號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり

○若松市營 軌道敷設特許

若松市申請に係る自若松市中川通七丁目至濱埋立地間は既設線と相俟つて地方開發に資する處大にして特に軍需工場誘致の爲適切なる施設なるを以て軌道を敷設し貨物の運輸營業を爲さんとするの件は軌道法第五條に依る認可申請を昭和十三年九月二十日迄とし七月二十日監第六四一〇號を以て内務、鐵道兩大臣より特許ありたり

○九州鐵道 陳屋川橋梁工事方法變更認可

九州鐵道株式會社申請に係る甘木福島間軌道中陳屋川橋梁は大正十四年當時橋臺多少沈下の傾向ありし爲認可を得架換の計畫なりしも其後橋臺安定し架換の必要なき様認め

たる結果舊設計に復さんとするの件は七月二十八日監第六八三〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

○九州鐵道 貨車設計認可

九州鐵道株式會社申請に係る甘木、福島間に使用中の車輦十二輛を製作せんとするの件は七月二十八日監第六八四八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

○九州鐵道 電動客車讓受使用認可

九州鐵道株式會社並に箱根登山鐵道株式會社申請に係る九州鐵道甘木、福島間軌道は乗客増加に伴ひ運轉回數増加及補充の爲箱根登山鐵道株式會社所屬車輛を五輛購入使用せんとするの件は七月二十九日監第六七三一號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり

○福博電車 工事文法變更認可

福博電車株式會社申請に係る福岡市内軌道中在來の電車用木柱腐朽の爲新規軌條柱に建替致さんとするの件は八月十三日監第六九六八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり